

土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議（第3回）会議録

○日時

2023年2月17日（金） 午後1時30分から午後3時まで

○場所

愛知県三の丸庁舎8階 801会議室

○出席した委員（五十音順敬称略）

生田 京子 大東 憲二 中野 正樹 中村 貴之

（4名）

○参考人（敬称略）

高柳 伸次

（1名）

○事務局

愛知県都市・交通局都市基盤部長

柳澤 康行

愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課長

木村 昌博

愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課担当課長

安藤 嘉雄

課長補佐

梅田 和成

主査

與語 智之

主査

手嶋 直人

主事

堀 彰穂

1. 開会（事務局：木村都市計画課長）

2. あいさつ

柳澤都市・交通局都市基盤部長

- ・盛土規制法が昨年公布され、その後、基本方針（案）の公表や政令の公布により、法の内容が明らかとなってきた。
- ・盛土規制法は従来の法律と比べても大変厳しいものとなっている。
- ・条例骨子案と盛土規制法の比較・検討を行い、条例の取扱いについて意見を伺いたい。

3. 議題等

（1）宅地造成及び特定盛土等規制法について

（2）条例骨子案と法の比較について

（3）その他

議事の進行について、中村座長が以後の進行を行った。

ア 説明

資料により、安藤都市計画課担当課長が説明

イ 質疑

（大東委員）

- ・普通、法律が作られると、基本計画等が作られるが、盛土規制法は基本方針が基本計画に該当すると思われる。基本方針はどのタイミングで効力を発揮するのか。

（事務局）

- ・現在は案が公表されている段階である。本年5月に告示予定。その時点で効力が発揮される。

（大東委員）

- ・法律の施行と同時に告示されるということか。

（事務局）

- ・その見込みである。

（大東委員）

- ・県の条例は埋立て、採取が1つの条例、国の法律は盛土、埋立てのみで採

取には触れていない。そのため、採取のみ条例から分離して、運用していくことになるのか。

(事務局)

- ・国は採取ではなく、切土で土を取る行為についても考慮している。

(大東委員)

- ・県条例の土砂採取は、土を採取して骨材として販売するところまで、どちらかというとな鉱業に近いイメージであるが、切土は切るだけのイメージであり、少しイメージが違うと思うが。

(事務局)

- ・採取という行為について、山を切っていくという中で、切り取った土量で規制を行うのは管理しにくい。そのため、法律では切った高さで規制するという考えであり、土を採取するために切土をする造成行為について、規制できることとしている。条例骨子案では採取量で切土の規制を行うことを考えてきていたが、法で示された切土の面積や高さで規制できると判断している。

(大東委員)

- ・愛知県の条例では採取は掘削も対象としているが、結果的には崖ができると思われるが、それについての考え方は。

(事務局)

- ・法律では、掘削する基準の中にも切土の勾配はあり、行為としては同じである。掘削で行う行為は切土として規制するということで定義できると考える。

(大東委員)

- ・土砂採取の掘削はかなりの急勾配となるが、法律が適用されると、今、土砂採取を行っている事業者は大変なことになると思われるが。

(事務局)

- ・土砂採取は元々ある法律で規制しており、盛土規制法では適用外となっている。

(大東委員)

・環境基準を超過した土壌について、条例の方は汚染された土壌による埋立てが禁止となっているが、法律は土壌汚染対策法によることとなっている。その辺はどのように考えるのか。

(事務局)

・土壌汚染対策法では面積 3,000 m²以上の土地を改変する場合と、事前の地歴調査により土壌汚染のおそれがある場合は調査を行うことになっており、そういった調査を行い、汚染のある土を出さないこととなっている。盛土規制法では、搬出側でしっかりと規制して、汚染されていない土を持ち込むという考え方である。それでも、現場で汚染が見つかった場合は土壌汚染対策法に基づいて適正に処理を行うことが基本方針で示されており、それで対応できると考えている。

(大東委員)

・昔は、汚染土壌は全て場外搬出して、処理するという流れであったが、最近では場内で封じ込めるという流れもある。そうした流れもある中で盛土規制法では土壌汚染対策法でやっていくのかなという理解をしている。

(事務局)

・場内で行われる盛土・切土が盛土規制法の対象となる。それらの行為の中で汚染が確認されれば土壌汚染対策法に基づいて対応することになる。

(大東委員)

・切土を行った際に、そうした土壌が見つかったときに全部場外搬出してくださいではなく、盛土の中に埋め込んで使ってくださいというのもありだと思ふ。

(事務局)

・現場で汚染が確認された場合、環境部局に報告して、封じ込めるか搬出するかなどを協議して、対応している。

(中野委員)

・資料 2 の 5 ページの図面にある切土について、土木で一般に用いられる切土はこの図の崖に当たる。ここでの切土の定義を確認したい。

(事務局)

・資料では、切土の表示は、切り取った土として黄色で示しており、盛土の表示は、盛った土として赤色で示している。

(中野委員)

・基礎調査は県として難しいと思うが、どのように行っていくのか。

(事務局)

・国からマニュアル(案)が出ているところであり、人や道路等、保全すべき対象のほか、市街化区域や都市計画区域などを抽出する。それらから盛土により人家等に被害が及ぶ蓋然性のない部分を除くというやり方を想定している。マニュアル(案)を確認しながら行うことになるが、実際に行う中で確認する部分も多いと思われる。

(中野委員)

・熱海の災害における早期崩壊土砂量の推定などは、航空レーザ測量の点群データの蓄積もあったからであり、そうした調査とデータの蓄積を行うと、今後災害が発生した際、役立つものになると思われる。より有効なデータの作成を望む。そういう事例も参考にされたい。

・また、変更許可、届出の対象の違い、中間検査をいつ行うか等、マニュアル化できるとよいと思われる。

(生田委員)

・参考資料2の4ページの土地の保全に関する責務の適用について、法の施行前の遡りはどこまで可能となっているのか。それとも適用は、今後行われるもののみであるのか。

(事務局)

・法には遡りの規定はないが、過去に造成されたものも含め、勧告等ができる規定となっている。

(大東委員)

・条例骨子案では埋立て、採取を1つの条例の中に定めるものとなっているが、埋立てについては法律の方が効果的であるだろう。採取の規定を今のままにしておくのか、土砂採取を切土として、法の運用で適用できるのであれば、それを読み取れるように資料を整理する必要がある。

・土砂採取は事業者に対する認可であるが、法は許可となっている。許可と

認可の取扱いについて資料での整理が必要である。認可は事業者ごととなる。

- ・罰則は国の方が厳しいので、それによるのであろう。資料では、土地所有者と事業者が全く同じ罰則か、どちらかが厳しいのか、またはどちらかが対象となるのかが、わかりにくいと思われる。

- ・土壌汚染について、土壌汚染対策法は土地所有者に対し、責任があるが、土を持ち込んだ行為者を追っていくことができれば原因者に費用を請求できると認識している。土地所有者が知らなくても、行為者を遡ることができれば原因者を特定できるのではないか。

(高柳氏)

- ・法は事業者にとっても、厳しい内容になっている印象が強い。そのため手続き等で事業が遅れることが想定されることから、法の効率的な運用が求められる。特定盛土の区域は森林法等、他法令が大きく絡んでくるが、その手続きが重複しないよう、簡略化等の整理ができないか、検査についてもリモートの検査など、効率よくできないか、そういったことも検討し、工事事業者向けのマニュアル等も作成してほしい。

- ・土捨て場、公共残土をもらう等の残土管理の仕組み、残土の動きが見えるような仕組み作りを要望したい。

(中野委員)

- ・要望であるが、土の移動に関する法が厳しくなるほど、手続きが煩雑化するほど、事業者や県に負担が増える。土はいわば資源であり財産であることから、土の処分を抑え、有効利用がすすむような仕組み作りをお願いしたい。

- ・可能であれば土壌環境の基準だけでなく、カーボンニュートラルにも配慮した、CO2 排出を抑えるような仕組みができると理想的である。ただし、事業者には負担がかかりすぎるような制度は望ましくない。

(大東委員)

- ・環境影響評価のご発言に関連するが、大きな造成事業はアセス対象となる。大規模な盛土はアセスと盛土規制法が重複する可能性がある。そのような場合はアセス意見により、いろいろと規制されるので、よいと思われるが、アセス対象にならないものについても、面積要件等で整理する考えもあると思う。

(大東委員)

- ・法が5月に施行されるので事業者、土地所有者へ周知を早めていかないと

いけない。情報発信の方法を工夫していただければよいと思われる。

(事務局)

・実際の効力が発揮されるのは、法施行後に基礎調査を行い、法に基づく区域指定をしてからになる。区域指定までにしっかりと周知等を行っていきたい。

(大東委員)

・区域指定において、住民が自分の土地はどういう区域になるのか、気になるので、周知については慎重にやってほしい。

(事務局)

・法に基づき、基礎調査結果を公表することとなっており、また、市町村の意見を聴いて区域指定することとなっている。そういった手続きの中で、しっかり周知していききたい。